

社会福祉連携推進法人制度創設を提言

新たな協働化選択肢

厚生労働省・社福
事業展開検討会 報告書取りまとめ

厚生労働省の設置する社会福祉法人の事業展開等に関する検討会が、報告書案を取りまとめた。社福の経営基盤を強化するための連携・協働化の新たな選択肢として、社福を中核とした非営利連携法人「社会福祉連携推進

法人」制度創設を提言している。

連携法人は一般社団法人のうち、社会福祉業務の連携推進方針策定など一定基準を満たすものを所轄庁が認定。担う業務は連携推進を図ることを目的とする業務に限り、社会福祉事業は行わない。

人口構造変化や複雑・多様化する地域の福祉ニーズに対し、社福が良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、連携・協働しやすい選択肢を増やすため、新たな連携法人制

度創設する。

具体的には▼地域包括ケアシステム構築を含む地域共生社会実現に向けた連携▼災害対応連携▼福祉人材確保・育成▼本部事務集約や生産性向上のための共同購入など社会福祉事業経営支援▼社福への貸付―で、実施する業務は連携法人が作成する方針に記載し、所轄庁の認定を受けなければならない。

参加できる「社員」

は、社福をはじめとする社会福祉事業を行う事業者ほか、社会福祉従事者養成施設、連携業務を行う者などが対象で、社会福祉事業を実施している法人2以上、うち社福1以上が

必須。活動区域は都道府県、市町村に社協が存在することから、自治体に関わらず自主的判断で決定できる。

経費は貸付業務を除き社員からの会費、業務委託費で運営する仕組みとする。

社福への貸付業務に関しては、収入・収益について法人外への支出が認められない社福の現状を踏まえ、▼貸付を受ける社福ごとに貸付内容を所轄庁が認定▼貸付等原資として「社員」である社福から連携法人への貸付を認める▼連携法人は貸し付けられた資金を他の資金と区分経理し社福への貸付以外の用途の使用を認めない―などのルールも示した。